

令和5年度

第7回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和5年10月5日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和5年度第7回農業委員会総会を大多喜町役場大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第3号 大多喜町農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

<出席委員> (10名)

1番委員：加曾利 益弘

2番委員：佐川 順一郎

3番委員：渡邊 さなえ

4番委員：森 紀久嗣

5番委員：鈴木 孝一

6番委員：井口 峰幸

7番委員：小高 康熙

8番委員：矢代 とみ江

9番委員：末吉 章二

10番委員：渡辺 忠洋

<欠席委員> (0名)

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

<p>事務局長 (秋山)</p>	<p>開 会 (午後 2 時 0 0 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 5 年度第 7 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、10 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>(渡辺議長あいさつ)</p> <p>令和 5 年度第 7 回総会にご出席いただき、ありがとうございます。 猛暑の 8 月 9 月も過ぎ過ぎやすくなりました。予報によると、まだ残暑もあるのではないかとこの予報も出ておりますので、十分注意して作業に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>9 月 9 日の台風で大多喜、茂原等で被害が出ているということです。私の地区では、家屋の被害はなかったのですが、田んぼの土砂崩れ、農業用水路の決壊が数か所あり、3 月までどのように復旧するかを水利組合長と保全組合で協議中です。長引くと来年の耕作が厳しいかなという状況です。</p> <p>9 月 19 日に開催された農業者年金加入推進部長等研修会に事務局と出席しました。</p> <p>今後、加入促進に皆様方のご尽力をお願いしますのでよろしくお願ひしまして挨拶とします。 本日は、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 9 番の末吉委員、1 番の加曾利委員をお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>1 頁をお開きください。</p>

<p>(寺 井)</p>	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請 があったので、その可否について意見を求める。 番号 2 5。所在：横山地先 1 筆。地目：畑。地積：332㎡。譲渡 人：市原市の方。譲受人：町内の 7 0 歳代の方。事由：譲渡人/高 齢のため、これまで申請地を耕作、管理していた町内在住の弟に譲渡したい。 譲受人/譲渡人(兄)の要望に応じる。権利内容：所有権移転。 なお、譲受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりで す。 事務局からの説明は以上です。</p> <p>議案第 1 号、番号 2 5 については、矢代委員が現地調査を担当してくださ いましたので報告をお願いします。</p>
<p>矢 代 委 員 (8 番)</p>	<p>番号 2 5 について、9 月 2 7 日午前中に義務者、義務者の代理人、事務局と、 現地調査を行ってきましたので報告します。 現況は、畑として利用されており、落花生が植えられております。 義務者の方は、町外に住んでおり耕作が出来ないため、普段管理 してくれている弟に譲渡したいとのことです。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>小 高 委 員 (7 番)</p>	<p>譲渡人は何歳ぐらい方ですか。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>8 0 歳代です。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号 2 5 について許可 することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号 2 5 につきましては許可することで決定い たします。</p>

<p>事務局 (寺井)</p>	<p>続きまして、議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。 それでは事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>2頁をご覧ください。 議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」次のとおり農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の提出があったので、審議を求める。 番号5-3。所在：横山地先3筆。地目：田及び畑。地積692㎡。判定地目：宅地及び雑種地。利用状況：宅地の一部及び駐車場として利用。申請人：市原市の方。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 議案第2号、番号5-3については、矢代委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。</p>
<p>矢代委員 (8番)</p>	<p>番号5-3について、9月27日午前中に義務者、義務者の代理人、事務局と、現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 議案第1号3-25の案件の隣の土地で、現況は槇の木が宅地の周りを20年以上垣根として利用されております。槇の木は庭木の一部としてみなされます。現況地目は宅地です。 残り2筆の現況は雑種地です。 2筆が一体となり碎石がしかれております。20年以上駐車場として利用されております。 宅地及び雑種地としての課税がされております。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号5-3について非農地として認めることとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺委員)</p>	<p>異議なしと認め、番号5-3につきましては非農地として認めることと決定いたします。</p>

	<p>続きまして、議案第3号「大多喜町農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>3頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「大多喜町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の作成にあたり、</p> <p>大多喜町長から決定を求められたので、次のとおり審議を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり 2. 公告を予定する日：令和5年10月6日
	<p>番号22、23の2件の申請がありました。</p> <p>番号22は更新の案件です。</p> <p>番号23は更新1件、新規3件の案件です。</p> <p>期間は3年、同一の借受者で町内80歳代の方です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>専従者1名、兼従者1名となっておりますが、専従者は高齢ですが、兼従者がほとんどやっているのでしょうか。</p>
<p>矢代委員 (8番)</p>	<p>私の知る限りでは、専従者がほとんどやっております。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>他に質問はありますか。</p> <p>ご質問がないようですので、議案第3号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定することとします。</p> <p>続きまして、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (寺井)</p>	<p>4頁をご覧ください。 議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」下記のとおり農用地利用集積等促進計画案について審議を求める。 番号5-7は、利用集積からの切替えで更新の案件です。 期間は5年、借受者は町内の70歳代の方です。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>矢代委員 (8番)</p>	<p>公告予定が12月となっておりますが、どういうことなのでしょう。</p>
<p>事務局 (鈴木)</p>	<p>県から示されている公告予定日となっております。</p>
<p>議長 (渡辺委員)</p>	<p>他に質問はありますか。 ご質問がないようですので、議案第4号については原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>————— 「異議なし」の声あり —————</p>
<p>議長 (渡辺委員)</p>	<p>異議なしと認め、議案第4号について原案どおり決定することとします。 議案第4号については以上です。 議件は以上でございます。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>それでは議事日程5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について、次のとおり、受理したことを報告する。 資料のとおり2件の届出を受理しました。 あっせんの希望はありませんでした。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>報告事項は以上となります。</p>

	<p>以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。</p>
	<p>続きまして議事日程6「その他」に入ります。 事務局何かございますか</p>
事務局 (鈴木)	<p>ありません。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長 (秋山課長)	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>
	<p>閉会(午後2時31分)</p>

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年10月5日

議長 渡辺忠洋

署名委員 加藤利益弘

署名委員 末吉章二